

# 評議員、理事及び監事の報酬等支給基準表

社会福祉法人  
南野福祉会

## (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人南野福祉会評議員、理事及び監事の報酬等支給基準を定めることを目的とする。

## (基準)

第2条 社会福祉法人南野福祉会定款第九条及び第二四条の定めにより、評議員、理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。

## 附 則

この基準は、平成30年4月1日より適用するものとする。